

川口市選管告示第51号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第11項並びに第5条第1項及び第15項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項、川口市市民投票条例（平成25年条例第10号）第3条1項の規定における選挙権を有する者の50分の1、3分の1（選挙人名簿登録者数が40万を超える市にあつては、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）及び6分の1の数は、次のとおりである。

令和8年3月1日

川口市選挙管理委員会
委員長 板橋 智之

- 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律第4条第1項及び第5条第1項における選挙権を有する者の総数の50分の1の数
9,627人
- 2 地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（選挙人名簿登録者数が40万を超える市にあつては、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
146,887人
- 3 市町村の合併の特例等に関する法律第4条第11項、第5条第15項、川口市市民投票条例第3条1項における選挙権を有する者、及び選挙人名簿に登録されている者の総数の6分の1の数
80,220人